

回 覧

平成21年12月

臼田地区住民 各位

佐久市長 柳田 清二

「臼田地区住民説明会以降の補足説明書」について

師走の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、11月に開催しました「佐久総合病院再構築に係る臼田地区住民説明会」では、7月開催の説明会で寄せられたご要望等に対する「回答書」をお示しする中で、改めて佐久総合病院再構築に対する皆様の思いをお伺いしました。

そして、当日寄せられたご要望等につきましては、その場でご回答申し上げる中で、皆様方にご理解をお願いしたところでございます。

この度の説明会では、「佐久総合病院の再構築が建物の老朽化に対処し、佐久地域の医療崩壊を防ぐ手立てとして必要となること」、「佐久総合病院は、臼田を本院とし、引き続き地域の医療を守り続けること」、そして「今後の臼田地区の活性化については、臼田のまちづくりを考える協議会の中で進めさせて頂くこと」等についてご説明を申し上げ、住民の皆様方からは、一定のご理解が頂けたのではないかと考えているところでございます。

なお、説明会の中で、表現が分かりにくいとご指摘があった箇所、また説明会后、市と長野県厚生連とで協議し新たに対応を実施したものについて、改めて皆様にお知らせする必要があることから、この度、文書により補足説明をさせて頂くこととしました。

つきましては、裏面「補足説明書」を回覧いたしますのでご一読頂き、佐久総合病院の再構築に対し、更なるご理解を頂けますようお願い申し上げます。

裏面をご覧ください。

佐久市役所 地域課題対策局

佐久総合病院再構築対策室

担当：吉澤・佐々木・若林

TEL：0267-62-3524 Fax:0267-62-2289

E-mail chiikikadai@city.saku.nagano.jp

【 臼田地区住民説明会の補足説明書 】

11月に臼田地区4会場で開催した「佐久総合病院再構築に関する住民説明会」で、参加された皆様から寄せられたご意見のうち、以下の2点について、改めてご説明を申し上げます。

【 コンビニ受診の解消について 】

質 問	<p>回答書の17番に、『コンビニ受診』の解消等、医師の職場環境の改善へのご理解・ご協力をお願いしたい。」と書いてあるが、この『コンビニ受診』とは、どういう意味なのか。</p>
説 明	<p>コンビニ受診とは、「夜間や休日など平常勤務の時間外に、それほど深刻な症状ではないにもかかわらず病院を受診すること」です。</p> <p>24時間営業で夜間も気軽にいける点を、コンビニエンスストアに例えています。</p> <p>この『コンビニ受診』が増えることで、本来救急を要する患者さんに医師の手が行き届かなかつたり、過密な勤務状況により、医師が体を壊したり、病院を辞めざるを得なくなる等、医療崩壊の一つの要因となっています。</p> <p>そこで、この佐久地域の医療を守る為に「私たち患者も『コンビニ受診』はなるべく控え、医療従事者の負担を出来るだけ減らしていきましょう。」という意味を込めて、回答文を作成しました。</p> <p>また市では、今後、上手な病院との関わり方などについても、市民の皆さんにお知らせする機会を持ちたいと考えております。</p> <p>なお、インターネットの情報ですが、子供さんの救急については「社団法人日本小児科学会」が、「<u>おかあさんのための救急&予防サイト</u>」 (URL: http://www.kodomo-qq.jp/) を開設し、夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうかの判断目安を情報として提供しています。</p>

【 土壌汚染問題について 】

質 問	<p>回答書15番に、「土壌汚染については売主側の責任の中で、指定の土壌汚染調査業者による調査・対策等が実施され、問題ないことが確認されています」とあるが、市の責任において、改めてこの「土壌汚染」に対する疑念を払しょくするつもりはないのか。</p>
説 明	<p>市では、この度のご意見を真摯に受け止め、長野県厚生農業協同組合連合会と協議をし、土壌汚染調査の結果について、情報公開することとしました。</p> <p>この土壌汚染調査に関する書類は、佐久市役所4階「地域課題対策局」で閲覧して頂けるようご用意してございますので、お気軽にお越しください。</p> <p>なお、閲覧書類は、平成22年末まで公開しています。</p>